

## **[事案 2024-236] がん診断給付金支払請求**

・令和7年7月14日 裁定終了

※本事案の申立人は、本契約の給付金受取人の子（相続人）である。

### **<事案の概要>**

約款の支払事由に該当しないことを理由に、がん診断給付金が支払われなかったことを不服として、がん診断給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和5年8月25日に被保険者が原発不明のがんと診断され、同年9月1日に死亡したため、平成21年12月に契約した終身医療保険にもとづき、がん診断給付金を請求したところ、約款の支払事由に該当しないことを理由に給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、がん診断給付金を支払ってほしい。

- (1)被保険者は有料老人ホームに入所しており、令和5年8月25日に訪問医に診察してもらったところ、「ほぼ、がんで間違いない」「がんが脳移転（髄腔内播種）しているだろう」「原発不明」と言われ、同月31日には、訪問医から正式にがんの告知を受けた。その後、被保険者の容態が急変し、同年9月1日に死亡した。
- (2)被保険者は、症状がない状態から急変して死亡に至ったため、その期間が極端に短く、入院させるのが間に合わない状況だった。入院しないとがん診断給付金の支払いをしないと保険会社の対応には無理があり、公平でもない。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本特約においては、がん診断給付金責任開始日前を含めて初めて悪性新生物と診断確定された後は、その「初めて悪性新生物と診断確定された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に」、「診断確定された悪性新生物の治療を目的として、約款所定の病院または診療所における約款所定の入院を開始したとき」に、悪性新生物診断給付金が支払われる旨定められている。
- (2)申立人が主張する被保険者の「原発不明のがん」については、「病理組織学的所見（生検。剖検）」による診断確定がなされておらず、また、細胞診、CT、MRI等の検査による診断確定もなされていない。そのため、被保険者が令和5年8月に医師により「原発不明のがん」と診断されたことのみでは、「診断確定」されたとは言えない。
- (3)「病院または診療所」には、介護保険法に定める介護療養型医療施設は含まれない。被保険者は、病院に入院する前に、入居先の介護施設において亡くなられているため、「病院または診療所における入院を開始」していない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、被保険者の容態の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。

